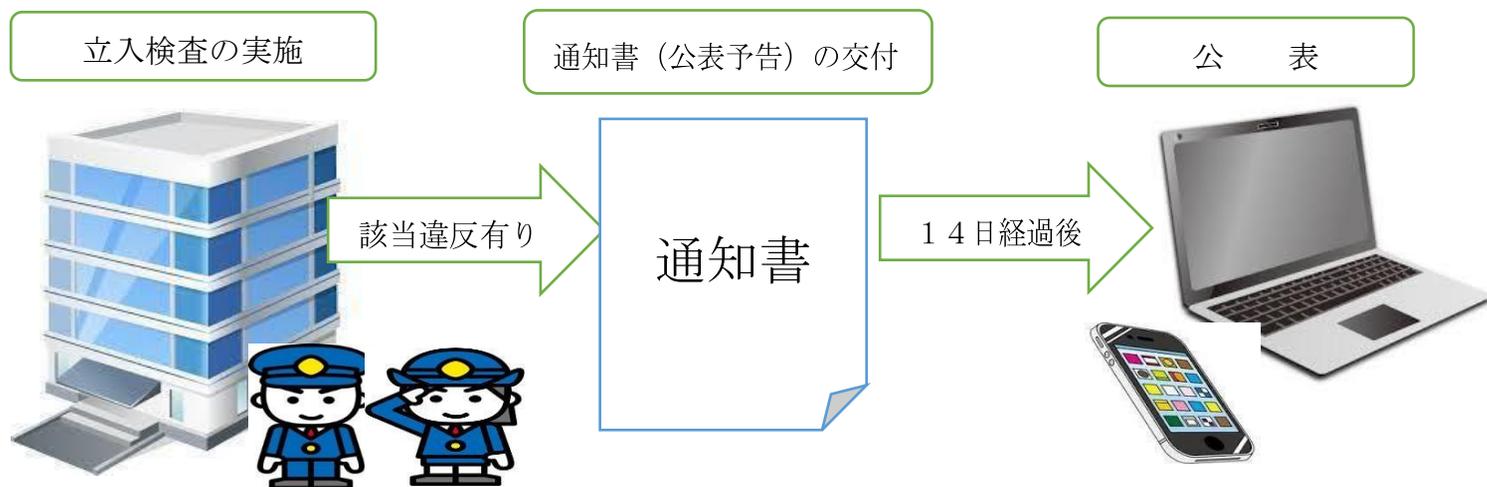


違反対象物の公表制度

運用開始 平成30年4月1日から



違反対象物公表制度とは？

飲食店や店舗などを利用するすべての人の安全と安心のために・・・

立入検査によって重大な消防法令違反のある建物を確認した場合に、これらの建物の情報をホームページで公表する制度の事です。

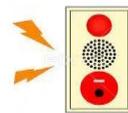
未設置違反



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

建物関係者の方へ

所有・管理する建物が次のような変更を行う場合は、消防本部予防課にご相談ください。

- ・カラオケボックス、飲食店、物品販売店、旅館、診療所、高齢者福祉施設などが新たに入居する場合など
- ・増築や改築、隣接建物との接続を行うなど

※このような変更により、建物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備の設置が必要となる場合、これらの設備が設置されていなければ公表の対象となります。

問合せ先

周南市新宿通5丁目1番3号

周南市消防本部 予防課

☎ 0834-22-8773

周南市 違反公表

検索

